

(公財)兵庫県園芸・公園協会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成31年4月～ 各所属の所定外労働の現状を把握
- 平成31年度～ ノー残業デーの実施

目標2：令和2年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間5日以上とする。

<対策>

- 平成31年4月～ 各所属の年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成31年度 定期的に有給休暇取得状況の確認を行い、計画的な取得を推進